

【韓国】 基礎年金法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2014 年 5 月 20 日、65 歳以上の高齢者で所得下位 70%の者を対象とした基礎年金制度の導入のため、基礎年金法が制定された。同年 7 月 1 日に施行された。

1 背景及び経緯

韓国の高齢者の貧困率（所得の中央値の 50%未満の割合）は OECD 諸国の中で最も高く、OECD 諸国平均の 3 倍を超えている。2012 年の可処分所得を基準とした高齢者貧困率（65 歳以上）は 49.3%である。高齢者の所得補償の一環として、2007 年に基礎老齢年金法が制定され、翌 2008 年から 65 歳以上の高齢者で所得下位 60%の者に対し、基礎老齢年金の支給が開始された（2009 年以降は所得下位 70%に拡大）。受給額は段階的に引き上げられ、2013 年には最高月額 9 万 6800 ウォン（1 円=10 ウォンとして約 9,680 円）となったが、低い受給水準にとどまっている。

2012 年 12 月に実施された第 18 代大統領選挙において、与党セヌリ党の朴槿恵（パク・クネ）候補は、全ての 65 歳以上の高齢者に対し、従来の基礎老齢年金の 2 倍（約 20 万ウォン）の年金を支給する基礎年金制度の導入を公約に掲げて当選した。しかし、朴槿恵候補の当選直後から財源を理由に見直しが図られ、2013 年 9 月、政府は、①支給対象者を 65 歳以上の高齢者のうち所得下位 70%の者とする、②基礎年金受給額を国民年金（公務員、軍人、私立学校職員等を除く原則 18 歳以上 60 歳未満の国民が加入対象で、義務加入者と任意加入者が混在）受給額と連動させること（国民年金受給額が少ないほど基礎年金受給額が多い）、③基礎年金の財源を全額税方式とすること、④支給開始時期を 2014 年 7 月とすること等を盛り込んだ「基礎年金導入計画」を確定させた。これに対し、国民年金受給額との連動に反対していた陳永（チン・ヨン）保健福祉部（部は省に相当）長官（以下「長官」）が辞任する事態に発展したが、政府は同計画を基にした基礎年金法案（以下「政府案」）を同年 11 月に国会に提出した。

政府案が大統領選挙時の公約から後退した内容となったことに野党が反発し、国会審議は難航したが、最終的には政府案を軸に、国民年金受給額が少ない基礎年金受給者に対する支給額を、政府案よりも増額するための条項を新設することで与野党が合意し、2014 年 5 月 2 日に国会本会議で可決された（基礎老齢年金法は廃止）。

政府の予定どおり、同年 7 月から基礎年金の支給が開始される運びとなったが、基礎年金受給額を国民年金受給額と連動させたため、国民年金の長期加入者が減るとの見方もある。

2 基礎年金法の概要

基礎年金法（以下「法」）は本則 31 か条及び附則 16 か条から成り、高齢者の生活の

安定を図ることを目的としている（第1条）。概要は次のとおりである。

(1) 基礎年金受給権者の範囲(第3条)

基礎年金は、65歳以上の者であって、所得認定額が、長官が告示する選定基準額（基礎年金受給者の割合が全体の70%の水準になるよう設定）以下の者が受給権者となる。

(2) 国民年金基金の使用禁止(第4条)

国及び地方公共団体は、基礎年金のための財源を確保することが義務付けられる。また、国民年金のために積み立てられている基金（保険料、運用収益金等）を基礎年金のために使用してはならない。

(3) 基礎年金受給額の算定(第5条～第8条)

基礎年金受給額は、長官が全国消費者物価変動率を反映させて毎年告示する基準年金額（以下「基準年金額」）、国民年金受給額等を考慮し、所定の計算式により決定される。基準年金額が基礎年金受給額の上限となる。附則第7条の規定により、法施行時の基準年金額は月額20万ウォンである。国民年金受給額が少ない基礎年金受給者に配慮するため、国会審議の過程で、①国民年金受給額が基準年金額の100分の150以下（法施行時は月額30万ウォン以下）の場合は、基準年金額を基礎年金受給額とする、②国民年金受給額が基準年金額の100分の150を超過し100分の200以下（法施行時は月額30万を超え月額40万ウォン以下）の場合は、基礎年金受給額を、基準年金額以下の範囲で所定の計算式による受給額以上に設定できるとする条項が追加された。

(4) 基礎年金受給額の評価(第9条)

長官は、5年ごとに、基礎年金受給権者の生活水準、国民年金受給額の変動率、全国消費者物価変動率等を総合的に考慮して基礎年金受給額が適正かどうかを評価し、当該評価結果を反映させて基準年金額を調整しなければならない。

(5) 基礎年金受給権の喪失(第17条)

基礎年金受給権は、①死亡したとき、②国籍を喪失し、又は国外に移住したとき、③第3条の規定による基礎年金受給権者に該当しなくなったときに喪失する。

(6) 費用の分担(第25条)

国は、地方公共団体の高齢者人口比率、財政状況等を考慮し、基礎年金の支給に必要な費用の40%以上90%以下の範囲で、大統領令で定める割合の費用を負担する。国の負担分を除く費用は、地方公共団体が負担する。

参考文献(インターネット情報は2014年7月15日現在である。)

- ・「기초연금법안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_A1N3O1P1L2D5P0D9H4A4R3O6L2A9J5>
- ・「기초연금 도입 논의와 향후 과제」 <http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd_Seq=9548&currPg=2&cmsCd=CM0023&category=c3&src=&srcTemp=&pageSize=10>
- ・「'14년 7월, 상위 30%를 제외한 65세 이상자의 대부분 노인에게 20만원 기초연금 지급」 <http://www.mw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=36&CONT_SEQ=291242>
- ・「기초연금법 국회 본회의 통과」 <http://www.mw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=8&CONT_SEQ=300395>
- ・「한국의 사회동향 2013」 <http://kosis.kr/ups/ups_01List01.jsp?grp_no=1005&pubcode=JK&type=>>